

平成28年山形村議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月9日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成28年12月9日

（7日間）

至 平成27年12月15日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 請願の委員会付託

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7 議案第56号

日程第 8 議案第57号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 9 議案第58号

日程第10 議案第59号

日程第11 議案第60号

日程第12 議案第61号

日程第13 議案第62号

日程第14 議案第63号

日程第15 議案第64号

日程第16 議案第65号

日程第17 議案第66号

日程第18 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1番 大池俊子君	2番 上条浩堂君
3番 新居禎三君	5番 小林武司君
6番 籠田利男君	7番 増澤武志君
8番 大月民夫君	9番 西牧一敏君
10番 竹野入恒夫君	11番 赤羽千秋君
12番 三澤一男君	13番 平沢恒雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 百瀬久君	副村長 中村俊春君
教育長 根橋範男君	会計管理者 小林好子君
総務課長 住吉誠君	税務課長 篠原雅彦君
住民課長 塩原美智代君	保健福祉課長 堤岳志君
子育て支援課長 百瀬尚代君	保育園長 宮澤寛徳君
産業振興課長 赤羽孝之君	建設水道課長 籾町通憲君
教育次長 上條憲治君	総務課長 宮越卓也君
	財政係長

事務局職員出席者

事務局長 百瀬清君	書記 神通川直美君
-----------	-----------

◎開会宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成28年第4回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番、籠田利男議員、7番、増澤武志議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月30日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から12月15日までの7日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間と決定しました。

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年第4回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、全員のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて冒頭、山形村を取り巻く状況につきまして若干申し上げます。

まず、松本広域の状況であります。先日、松本広域連合議会で松本市の中核市移行の取り組みについて、菅谷広域連合長より話がありました。松本市は去る11月4日に阿部県知事に移行の協力要請をいたしました。中核都市に移行するに当たり、長野県から多くの事業が松本市に委譲されることになり、その多くが保健所の設置による課題とのことであります。また、中核市への移行に合わせ、将来にわたる松本広域圏3市5村の共通課題の解決と活力ある地域社会を維持するため、当広域圏の連携中核都市圏の形成を目指すとのことであります。山形村としましては、今まで3市5村で築き上げてきました信頼と協力関係を大切に、自立の村やまがたの精神をもとに松本広域の一員として協力をしていきたいと思っております。

さて、9月議会定例会にて村政運営の続投の意思をお伝えいたしました。次期への方針は12月議会で申し上げるといたしましたので、その方針につきまして申し上げます。

まず、日本一明るく元気な村づくりの総括を申し上げます。山形村は昔から元気な村でありました。開村140年を刻む山形村は、先人の皆様の努力で村民総力のもと、山形村の文化を立派に築いてまいりました。その村政を第43代28人目の首長としての任を付託されましたことは誠に光栄でありました。民間出身の行政経験のない私でありますので、歴代の村長に一步でも近づくよう、また、山形村の名を汚さないように365日挑戦してまいりました。ようやく首長の仕事とは何か、行政のパイプと

はどういうものかがわかりかけてきました。具体的に成果が形として見えるようになったのは、昨年から今年にかけてであります。この姿を定着し発展させることが選挙でご支持をいただいた住民の皆様へのお答えであり、お返しと思っております。

まず、村長としての村の方向づけを示すことがリーダーの役目でありましたので、目指すべき目標は見えるようにと、冠に日本一を掲げました。目標が長野県一では近隣市村との競合になりますし、世界一では目標が高すぎます。高すぎず低すぎず、よい目標をと、日本一といたしました。当時はまだ少ない日本一でありましたが、長野県が長寿日本一から健康寿命日本一と売り出してから、最近は多くの自治体が日本一を冠に使うようになりました。そういう点では、村民の皆様が共通の目標として口にできるよい目標と思いました。これは村民の気持ちを一つにする方法であります。目的は山形村が日本一に輝くことです。何事もやろうとする気持ちを元気と定義をしてきました。何でもよいのです。合言葉の日本一を言い続けますと、何か日本一が近づいてくるように信じています。とにかく日本一に向かって挑戦をしていただきました山形村であります。協力をしていただきましたすべての皆様に感謝を申し上げます。

まず第一に取り組みましたことは明るい話題づくりであります。話題をつくり、日本一の話題を探してまいりました。何といたっても山形村は1300年の歴史をつぐ山形村の清水寺を世界遺産であります京都清水寺の力をお借りして、村内外にPRできたことは大きな取り組みであり発展でありました。山形村清水への参拝客やファーマーズガーデン、唐沢そば集落へのお客様が増えたことは事実であります。

次に、行政は遵法であります。県または国との法律に従って動いています。行政経験のない私にとって人脈がないことが最大の課題でありました。しかし唯一長野県技能五輪オリンピックの仕事で一緒に仕事をした太田副知事との縁を大事にして人脈を広げられましたことは大変幸運なことでした。その結果、阿部知事との健康寿命延伸の取り組みや京都清水寺森貫主との縁を結び、また中島副知事担当の雨氷災害、農業振興等に協力をいただき、発展できましたことはうれしいことでした。人と人との知恵を形に、明るく楽しく前向きに民間感覚で取り組んできました成果と思っております。特に懸案でありました農地整備事業が今年補正予算がつき、県営事業として進むようになりました。これは山形村長として村の将来に貢献できたと思っております。もちろん、多くの関係者の皆様のおかげであり、感謝を申し上げますことでもあります。この人脈、経験を生かし、二期への挑戦をし、村の発展に寄与したいと思っております。

それでは、次期の取り組みについて申し上げます。

まず、山形村は自立の道を選択しています。住民の皆様が幸せを感じ、よい村をつくる気持ちが持続可能な限り存続させることが行政の責任です。そのためには村が精神的にも経済的にも成長させていかなければ継続はできません。幸せや安心・安全を感じ、さらに成長、発展する村でなければいけません。国が求めています地方創生まれ・ひと・しごと総合戦略については、行政として今年作成をしました。その中で人口減少対策として私の言葉で来期の取り組みとして施策3点を申し上げます。

①人口を減らさないこと、②人口を増やすこと、③人口を維持することです。

まず、人口を減らさないためには、現在、村民の延命を少しでも長く、減少を抑えることです。その対策は健康寿命延伸の村づくりを推進し、寝たきり老人ゼロ、引きこもり老人ゼロの元気な村をつくります。そのためには重症の病気を予防しなければなりません。行政としても保健福祉事業・高齢者福祉の充実に社会福祉協議会とともに行っていきたいと思っています。

特に後期高齢者を迎える前の世代、定年を迎えました人たちの活動の場を構築し、定着させ、健康づくりを応援することが大切です。それには高齢者の生きがいづくりが必要です。幸いに山形村には歴史を伝承する山、川、農地等の自然があります。この自然を題材に自然と親しむシニアの皆さんの1日の時間を有効に使う活動を応援、支援し、医者にかからない、自由に動けるシニアを増やす健康寿命延伸に取り組みます。

また、減少を抑える方法としては、Uターン、Iターンがあります。山形村で育った子どもたちにふるさと教育を徹底し、子どもたちが喜んで帰ってきて住む村にします。それには社会教育が大切です。地域との触れ合いを体験させ、帰ってきて、いつでも交流ができ、生活に心配ないようにするために、シニアの皆さんに子どもたちのふるさと教育をお願いします。

さらに帰ってきた若者への雇用の確保を図るためには、就農相談の窓口の強化です。例えば農業後継者、新規就農者の支援や、これから松本空港の国際化で増えるだろう観光客の来村者への山形村観光ガイドなど、新規事業の創出も考えられます。また、松本市の臨空工業地帯はまだ40%も空いていて、これから企業誘致を計画しています。食住接近の利便性を生かし、松本市に協力して、その企業に就職をお願いしたり、新規会社の従業員に住宅地や空き家を提供し、現村民の人口が減少しないようにしていきたいと思っています。

2つ目の人口を増やすためには、若者が結婚することが前提ですが、子育てがしや

すい村の魅力ある村づくりを推進していきます。

具体的には、若い夫婦の経済的支援として、保育料無料化への取り組みも前向きに進めてまいります。子育てしやすい環境づくりは男女共同参画の考えも取り入れ、若い奥さんが仕事や地域の活動をして、さらに子育てしやすい村とすることです。

これからは女性の皆さんの活躍の場を増やし、見えるようにする活動を支援していきます。女性の活動は地域での役づくりを含め女性の登用をお願いし、そこから発信される女性の立場での意見を実現していきたいと思っております。

子育ての中で子どもたちの社会教育は保護者あつての事業となっています。特にスポーツ関係は、保護者には練習、試合、準備、本番、応援と、大変ご苦勞をいただいております。皆様の要望には、野球グラウンドの建設や柔剣道の建設、バレーボール、バスケットボール等の応援、支援があり、議員の皆さんからの一般質問を受けております。

子育て支援の向上には社会教育向上に多くの皆さんのご意見を聞いて前向きに検討していきたいと思っております。これは村外から移住促進をするためにも、山形村の魅力積極的に発信し、住みたい村を発信する必要なことであります。

また、増やすためには外からの移住者の呼び込みです。それには山形村の魅力を発信することが大事です。住民が明るく元気で、山形村に来て楽しく、幸せを感じる現在の村に磨きをかける必要があります。悠久の歴史を伝え、その物語を語れることができる村です。山形村にはそれがあります。いにしえの時間のゆとりと幸福感が味わえる村であります。特に京都清水寺との交流がある清水寺、道祖神、穴観音、唐沢そば集落は国内・海外への大きなよい観光拠点となります。そのよさを広げるには、山形村だけでなく、松本広域観光事業や長野県の観光事業の力を借りて全国に発信をしていきたいと思っております。

3番目の、維持するためには山形村の経済の発展が必要であります。そのためには村の産業が元気で発展・成長している村をつくっていきます。基幹産業の農業はもちろんですが、商工業でも山形村で発展していくように行政として取り組んでいきます。

具体的にはJ A松本ハイランド山形支所との連携や山形村商工会との組織的連携を深め、共同で経済発展の目標に取り組むことが必要かと思えます。現在、青年農業者の会や商工会青年部の皆さんの活躍が活発になっています。新規就農者への補助金は農業だけでなく商工業、飲食店にも拡大し、地元産業の継続発展に取り組むことにより、人口の維持継続が図れると思っております。山形村の産業で自動車修理事業、理

美容事業、飲食業が伸びています。自動車産業は新車への更新や事故修理等のこれからの利用者が見込めます。理美容事業は心の充実を求め、自己実現のために自分の身だしなみに気を使う人たちが増えております。女性の成長産業に位置づけられています。飲食業ではそばブームが起きています。山形村では江戸時代から歴史ある水車の里があります。その再現を視野に唐沢そば集落等を引き合いにPRし、山形村の手打ちそば、そばの里の発展に取り組みます。観光事業の発展には欠かせない要素であります。また、趣味でそばを打つ人が増えております。実際に成長が期待される産業です。それらを考えますと、自分で打つ、自分のそば店を出したい希望を持っている人が潜在的にいると思います。特徴ある山形村の信州そばの発展に期待をし、応援をします。

基幹産業であります農業については、農業振興として農地整備を推進し、さらに農業施設の更新に取り組み、農業後継者が安心して農業できるようにします。また、荒廃農地のみならず、空き地や畑のくろに、現在研究していますアマニを植え、薄緑の可憐な花を咲かせ、美しい山形村のイメージアップを図りたいと思います。

特に山形村の魅力を発信する観光業としては、山形村にも古民家、空き家が増えております。この古民家、空き家を利用して、最近の情報では国は空き家を活用した民泊の発展を期待しているようであります。山形村には古民家を活用した若者の活動が始まっています。山形村の大好き人間の絆を広げ、燃えている若者たちにいいじゃん山形の活動があります。こういった若者の活動を期待し、応援をしたいと思っております。

さらに長年懸案でありましたふるさと伝承館は、図書館や農産加工施設等の複合施設の山形村の公流施設ができないものかと検討に入っております。問題は財源であります。国の事業として取り組みができないか、地域創生の担当省庁に相談に行きました。しっかりした計画案をつくるには、今まで意見、提案をいただきました大勢の皆さんとともに実現を図りたいと思っております。

以上、言い切れませんが、山形村にはたくさんの夢があります。村民の代表である議会の皆様方のご意見をお聞きし、できるものから実施をして山形村の元気を発信し、人口減少の対策を進めてまいりたいと決意を申し上げました。ご理解とご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

さて本議会では、ご審議いただく議案は、集会所施設用地の寄附受け入れ2件、条例制定議案1件、条例の一部を改正する議案4件、平成28年度補正予算4件の計11

件であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、年末に向かい寒さも厳しさを増してまいりますので、くれぐれもお体にご自愛をくださいませ、今議会のご審議のご精励をお願い申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告をします。
神通川書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 行政報告。工事の発注状況についてであります。お手元に配付をされております資料の「工事の発注状況」をご覧ください、ご報告にかえさせていただきますと思います。

◎請願の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、請願の委員会付託を行います。本日までに受理しました請願は、28請願第4号「給付型奨学金制度の創設等を求める意見書(決議)の採択を求める請願書」の1件であります。

本日提案されました請願については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎議案第56号～第57号

○議長（平沢恒雄君） 日程第7、議案第56号と、日程第8、議案第57号を一括して議題とします。書記をして、各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました議案第56号と議案第57号について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第56号と議案第57号の負担付き寄附の受け入れ2件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第56号「下本郷連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」の提案説明を申し上げます。平成28年11月28日付で下本郷連絡班集会施設の用地について土地所有者と下本郷連絡長から村に寄附採納願いが提出されました。寄附に当たり、条件が付されているため、負担付き寄附の受け入れと認められますので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号「美の里ヶ丘連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」の提案説明を申し上げます。平成28年11月29日付で美の里ヶ丘連絡班集会施設の用地について土地所有者の共有名義人3人と美の里ヶ丘連絡長から村に寄附採納願いが提出されました。寄附に当たり、条件が付されているため、負担付き寄附の受け入れと認められますので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第56号と議案第57号の負担付き寄附の受け入れ2件について、提案説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第56号及び議案第57号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることと決定しましたが、これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。

よって、議案第56号及び議案第57号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。

休憩。

(午前 9時28分)

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午前 9時44分)

○議長(平沢恒雄君) それでは、先ほど議題としました議案第56号の議案についてお諮りいたします。

本案件は全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないので、次に討論を行います。

討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論がないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第56号「下本郷連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第57号の議案について、お諮りします。

本案件は全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） 異議ないので、討論に入ります。

討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論がないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第57号「美の里ヶ丘連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、先ほど委員会付託をした日程第6、28請願第4号、給付型の請願につきまして、紹介議員、新居議員から趣旨説明を求めます。

新居議員。

（新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） それでは、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の採択を求める請願の趣旨を説明させていただきます。

大学の学費高騰や家計の可処分所得の減少などにより、奨学金に頼らなければ大学等に進学できない学生が現在、学生数の半数を超えております。さらに、奨学金で進学して、卒業後、就職をして社会人になっても、不安定な雇用状況の中、十分な収入が得られず、平均借入額およそ310万円の返済が奨学金を借りた人のうち4割の人たちが大きな負担となっております。

そのような状況が重荷になり、進学を躊躇したり、返済が負担になり、社会人となっても結婚、出産をためらわせる要因ともなっています。そんな中、給付型奨学金制度の創設、拡充等を求める署名も300万書を超えております。

政府のプランの中でも、給付型奨学金制度の検討を進めることが盛り込まれていますが、具体的な対象者、財源等が明らかになっておりません。教育の機会均等の確保の観点からも、給付型奨学金制度などを恒久的な制度として早期に実現し、無利子の奨学金制度のさらなる拡充を求めて、本議会でも意見書を国及び関係機関へ提出をお願いするものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本日提案されました請願につきましては、ただいま、新居議員から提案説明があったわけでありまして、お手元に配付の請願付託表のとおり、福祉文

教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎議案第58号

○議長（平沢恒雄君） 日程第9、議案第58号「山形村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題とします。

議案第58号について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第58号「山形村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」の提案説明を申し上げます。

国の農業委員会法の改正に伴い、農業委員の選出方法の変更と定数の見直し、また新たに設置されました農地利用最適化推進委員の定数を定めるための条例であります。現在の山形村の農業委員の任期が来年7月19日で満了となります。来年度の農業委員改選を控え、国の法律の改正により村条例の改正を行い、次期改選への対応を図るものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第58号についての詳細説明はありますか。

○産業振興課長（赤羽孝之君） ありません。

ただいまの議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第59号～議案第62号

○議長（平沢恒雄君） 日程第10、議案第59号から、日程第13、議案第62号まで、一括して議題とします。

書記をして件名の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました議案第59号から議案第62号の議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第59号から議案第62号までの条例改正4件についての提案説明を申し上げます。

まず、議案第59号「山形村税条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連して山形村税条例の改正が生じたため、所要の改正をするものです。

次に、議案第60号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連して山形村健康保険税条例の改正が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。平成29年1月10日からコンビニエンスストア等で住民票の写し等の証明書を交付するサービスが開始されます。これに合わせて手数料のうち住民票の謄本の手数料を見直し、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第62号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。個人番号カードを使用して印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で交付できるようにするために条例の一部改正を行うものであります。

以上、議案第59号から議案第62号までの条例改正4件について提案説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第59号についての詳細説明はありますか。

○税務課長（篠原雅彦君） ありません。

議案第60号についての詳細説明はありますか。

○税務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 議案第61号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 議案第62号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で説明は終わりました。

これより日程第10、議案第59号についての質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑ないので、以上で質疑を終結します。

日程第11、議案第60号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑ないので、以上で質疑を終結します。

日程第12、議案第61号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑がないので、以上で質疑を終結します。

日程第13、議案第62号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑ないので、以上で質疑を終結します。

◎議案第63号～議案第66号

○議長（平沢恒雄君） 日程第14、議案第63号から、日程第17、議案第66号を一括して議題とします。

書記をして、件名の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君）　ただいま一括議題としました議案第63号から議案第66号の議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君）　議案第63号から議案第66号までの平成28年度補正予算4件についての提案説明を申し上げます。

まず、議案第63号「平成28年度山形村一般会計補正予算（第5号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正をするものです。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出に6,080万1,000円を追加し、補正後の予算規模を37億666万5,000円とするものです。歳入予算では地方交付税に2,168万3,000円の追加兼支出金に1,568万4,000円の追加、繰入金に1,400万円の追加などをいたしました。歳出予算では総務費に1,385万1,000円の追加、民生費に2,008万8,000円の追加、農林水産業費に1,568万9,000円の追加などをそれぞれ計上いたしました。

第2条の地方債の補正は道路舗装補修事業について限度額を追加して、1,700万円に変更するものです。

議案第64号「平成28年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の補正予算第1号は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出ともに金額が確定となったものにつきまして、既決予算金額の整合を図るものです。

歳入歳出に1,125万5,000円を追加し、総額を12億1,215万2,000円とするものです。歳入予算では前期高齢者交付金から2,918万7,000円の減額、基金繰入金に2,400万円の追加、繰越金に1,576万3,000円の追加となっています。歳出予算では、支払準備金への積立等であります。

次に、議案第65号「平成28年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の補正予算第4号は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出に396万2,000円を追加し、総額7億631万9,000円とするものです。

歳入予算では国庫補助金の調整交付金から287万円の減額、繰入金の介護保険の支払準備金から243万2,000円の減額、財源留保分の繰越金に629万3,000円の追加を計上い

たしました。

歳出予算では介護給付費の地域密着型介護サービス給付費に200万円の追加、居宅介護サービス計画給付費に100万円の追加などをするものです。

次に、議案第66号「平成28年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計の補正予算第1号は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出に124万7,000円を追加し、総額を4,625万9,000円とするものです。

歳入予算では繰越金に124万3,000円の追加などをいたしました。歳出予算では経営管理費の施設管理費で委託料から96万4,000円の減額、工事請負費に236万3,000円の追加などをするものです。

以上、議案第63号から議案第66号まで、平成28年度補正予算4件について提案説明を申し上げます。詳細については補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第63号についての詳細説明はありますか。

住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） では、議案第63号の一般会計補正予算第5号をご覧いただきたいと思えます。めくっていただきまして、1ページのところでございますけれども、今回の一般会計補正予算第5号につきましては、第1条の歳入歳出予算の補正、それから第2条の地方債の補正ということで、2項目からなっています。

まず、第1条関係ですけれども、今回の補正は追加ということございまして、6,080万1,000円を追加するというような内容になっております。

2ページで、第1表の歳入歳出予算補正ということでありまして、2ページについては歳入ということでありまして、9款の地方交付税に2,168万3,000円を追加ということでありまして。

それから、14款の県支出金の県補助金のところに1,395万2,000円ということでありまして、これは多面的機能の支払交付金が大部分を占めております。

それから、17款の繰入金ということで、基金の繰入金に1,400万円。これは基金の中で公共施設の整備基金から1,400万円を繰り入れるということになっております。

それから、20款の村債でありますけれども、620万円の追加ということでありまし

て、これは道路の関係の起債の追加というようなことになっております。

1 ページめくってもらいまして、3 ページでございます。歳出の関係でございます。

款 2 の総務費の関係で、項 1 の総務管理費のところに1,521万4,000円ということがあります。これは告知放送システムの更新工事ということでございまして、そこに1,441万3,000円というのが大部分を占めております。

それから、款 3 の民生費の中で、項 1 の社会福祉費につきましては、1,188万3,000 円の追加ということでありまして、これにつきましては国の制度の関係の臨時福祉給付金が401万1,000円、それから社会福祉総務費の扶助費の関係で630万円余りが大部分を占めております。

それから、次の項 2 の児童福祉費の関係でありますけれども、820万5,000円の追加ということでありまして、これは私立保育所関係で負担金が768万2,000円ということで大部分を占めております。

それから、款 6 の関係ですけれども、この中で農業費の関係で1,935万の追加ということがあります。これは先ほど歳入にもありましたけれども、多面的機能支払交付金 の関係で1,772万8,000円というのが大部分を占めております。

それから、款 7 の商工費の関係ですけれども、500万円の追加ということがあります。これは住宅リフォーム事業の予算分の追加ということで500万円を追加ということ になっております。

それから、1 枚めくってもらいまして、5 ページで第 2 表の地方債補正ということ であります。これは先ほどの歳入にもございましたけれども、現在、起債の目的の とところで道路の舗装補修事業が1,080万円という限度額になっておりますけれども、そこ に620万円を追加しまして、限度額を1,700万円にするというような補正でございます。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 議案第 6 4 号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第 6 5 号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 議案第 6 6 号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（篠町通憲君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより日程第 1 4、議案第 6 3 号についての質疑を行います。質疑のある議員の

発言を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 議席番号8番、大月民夫です。

今、総務課長より詳細説明があったのですが、補正予算書の14ページに記載の告知放送、パソコンの更新工事の事業概要と財源についてお伺いをしたいと思います。

今回、この事業の財源としております公共施設整備基金は、かつては庁舎等の建設基金と呼ばれておりましたが、平成24年から公共施設整備基金とし、基金の活用キャパを広げ、いざというときに備える準備を粛々と積み上げてきたところであります。平成22年度以降今日まで約6年間ですか、この間基金を取り崩すことなく毎年積み上げ、昨年度末で基金残高が8億円を突破したことは決算審査でご報告をいただきました。

先の9月定例会の一般質問で、長期的な見通しとしてこの基金をいかに有効活用するか。現在、本年度予算を盛りまして作業を進めておられる公共施設管理計画の結果を踏まえながら、長期構想を議会に示してほしいと要望させていただきまして、受諾をいただきました。

しかし、今回、当初予算には盛り込まれていなかった事業ということもありますが、補正予算という形で突如、基金取り崩しを提案された点につきましては、正直、唐突感を抱かざるを得ません。基金を有効活用すること自体には全く異存はありませんが、まずは全体像を示した中で、その上で、村民の皆さんのご理解を頂戴する意味でも、もう少し詳細説明をいただきたいと思ひまして、次のことをお伺いします。

まず1点は、このパソコン事業更新の事業の緊急性の度合を含めた経緯、並びに内容をもう少し具体的に教えてください。

それと、先ほど申し上げました今年度やるということで委託してあります公共施設管理計画の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

最後に、公共施設整備基金の計画的な活用に関する執行機関の基本的な考え方を明確にお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） まず1点目の今回の補正予算で、14ページの関係でございますけれども、情報センターで工事請負で1,441万3,000円の追加ということであり

ます。

この内容でございますけれども、現在、エポック館に告知放送のそれぞれ機器等が入っております、毎日放送を流しておりますけれども、あの機器ももう15年も経ったというようなことございまして、非常に故障が多くて、どうにかこうにか修繕というか、部品を交換してやっているというような現状でありまして、これにつきましては中央の告知放送センターのみにかかわらず、あと、個別の、個々の家庭にあります端末の放送機器につきましても、修理ということでやっておりまして、今、家庭にある端末というのは村の在庫がゼロになったというようなことございまして、新規に設置したいというような要望もありますし、あと、壊れたのでどうにかしてほしいというような要望もありまして、非常に村としても早急に対応しなければいけないということであります。

まず、エポック館の告知放送システムの関係なのですが、やはり結構故障が多いというようなことで、どうにかこうにか毎日放送しているわけですがけれども、やはりもう限界ではないか、部品もなかなかないというような状況ございまして、今回、補正予算で対応するということでもありますし、あと、それぞれ個人の家庭にある告知放送につきましても、もう在庫がゼロということで非常に村としても困っている点でありまして、今回、この中で家庭の個別の端末も購入したいというようなことで考えております。

今回、今年度、行政防災無線の設置の関係でいろいろ事業を進めている中で、現在、告知放送でやっているスピーカーの支柱のところに告知放送のスピーカーと行政防災無線のスピーカー、2つ付くものですから、2つ付いて同時に鳴るとなると、どうしても聞こえづらいとか、そこら辺もどうも懸念されまして、今回、ある程度、センターのシステムを若干補強といいますか、そこら辺、更新の中で考えて、2つスピーカーがついているところについては、防災行政無線のみにしたいということでありまして、そこら辺、同時に使うというようなケースが、同時にとか両方流れるということでありまして、音声告知のスピーカーについては、若干、音量等を調整したいというようなことで考えておりまして、そこら辺も含めた中で施設の老朽化と今年度やっております防災行政無線との絡みの中で、今回やらないと来年4月以降の防災行政無線の運用に若干支障が出るというような点で、その2点が今回、この補正予算に計上したということであります。

それから、第2点目の公共施設の管理計画の関係ですけれども、これにつきまして

は今、業者の方でやっております、この12月の議会の最終日の全員協議会で業者の方から来ていただいて、現在の進捗状況、それから内容等につきまして資料を示した中でご説明を申し上げたいというようなことで考えております。

それから次、基金の繰入金の関係で、11ページをご覧いただきたいのですけれども、11ページの繰入金のところにも今回の補正額の1,400万が載っております。この基金からの繰入金につきましては、当初予算で1,963万円というようなことで、一応、予算計上しまして、今回の補正で若干足したというような経過でございます。

この公共施設整備基金につきましては、毎年どうしても財源の関係で当初予算等にそれぞれの事業で充当するというところでありますし、今回の補正においても、スピーカー施設というか、音声告知の関係の施設に充当するというところであります。これにつきましては、今回の補正額で、一般財源等がなかなか見つからなかったという点もありますけれども、やはり音声告知という全村民に対しての施設の更新ということでもありますので、この公共施設整備基金を充当させていただきました。これにつきましては、毎年3月の議会の補正予算の際には、ある程度財源等も確定しますし、歳出の中でも残ってくる予算がありますので、例年のことですが、3月の方で繰入金をゼロにして、あと、若干余裕が出ているものについてはこの基金に積み立てるといったような状況で来ております。

この基金の活用についても難しいわけですが、今後、いろいろこういう放送設備の更新とか、あといろいろな公共施設の更新、それから道路や河川にかかわるので、どうしても国庫補助等がつかないものについては、今後、この基金を活用して予算を組まないと、なかなか村の予算が組めなくなるというようなことで、有効にそれぞれ活用したいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員、よろしいですか。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 概要はわかったのですが、公共施設整備基金というのは本当に、前回の一般質問でも議論をさせていただいたのですが、本当に、山形の今、主要施設というのは本当に20年、25年と、そういう施設きりなものですから、本当にこの先、この施設をいかに有効に維持していくかという点ではどのくらいお金がかかるか、すごく内心不安なのです。

一応、今年度、施設管理計画を今、委託してやっているということで、12月定例

会に報告があるという話を今、初めて聞いたのですが、正直言って、山形、えらい遅いなという実感を、私、ずっと持っていたのですよ。確か、朝日も同じスタートだったのですが、8月の初めに議会に報告して、新聞報道もされていきましたよね。あそこで何年後にこのぐらいというのは具体的な話があって、やはり朝日はやるのが素早いな、なんて私、内心想っていたのですが。

要は、この12月にその報告があって、それが新年度予算にきちっと反映されていくのかどうかと、私、大分不安感があります。何事もスピーディーに対応していただきたいし、かつ慎重で、なおかつスピーディということで、今一度、その辺は苦言を呈しておきたいと思います。詳細につきましては委員会に付託されていますから、その審議に一任したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 議席2番、上条浩堂です。

一般補正予算の5ページ、地方債補正についてお伺いしたい。

この内容、追加して補正することに別に反対とかそういうことではないのですけれども、その理由を何で説明しないのです？ それは何となく国の交付金が削られた、その理由を説明してからこの地方債補正を出すべきではないのです？ そこをお伺いしたい。

○議長（平沢恒雄君） 宮越財務係長。

○総務課財政係長（宮越卓也君） こちらなのですけれども、グリーン道路の関係の工事なのですけれども、最初、国庫の補助金で社会資本整備交付金が満額来ると見越していたのですけれども、そちらの割り落としがありましたので、交付金を減らしまして、足りなくなった分に起債を充てるというような考えで、今回、補正を上げさせていただきました。以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 自分の言っているのは、今回、地方債を補正するに当たって、その理由をまず説明して提案していただきたかった。そういうことでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） では、そういうことで、担当者の方で留意をお願いします。上

条議員、よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

日程第15、議案第64号についての質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

日程第16、議案第65号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

日程第17、議案第66号についての質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第18、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました議案第58号から議案第66号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前10時26分）